

富山労働局発表
平成30年11月30日

連絡先

富山労働局労働基準部健康安全課 健康安全課長 石倉 裕明 安全専門官 南 隆雄 TEL 076(432)2731

「平成30年度年末・年始労働災害防止対策強化期間」の 実施について

富山労働局（局長 佐藤 靖夫）では、労働災害の増加が懸念される年末年始における労働災害を防止するため、平成30年12月11日（火）から平成31年1月20日（日）までを「平成30年度年末・年始労働災害防止対策強化期間」とし、本期間中における労働災害防止対策の徹底を図ることとします。

富山県内における平成30年の労働災害の発生状況は、死亡災害が10月末現在で14件となり、既に昨年の年間死亡件数を3件上回っており、また、1月から2月までの2か月間に5件の死亡災害が発生し、極めて憂慮すべき状況となっております。休業4日以上死傷災害につきましても、10月末現在で957件と、昨年同期に比べて29件（3.1%）の増加となっており、また、今年1月には積雪、凍結等による転倒災害が多発しました。

これら労働災害の発生原因を見ますと、安全衛生管理の不徹底によるものとともに、安全衛生意識の低下や欠如によるものも見られており、これから年末年始にかけては何かと慌しさが生じる中で、各種の業務・作業の輻輳、大掃除、保守点検等の非定常作業の増加等のほか、寒冷や降雪等の厳しい気象条件等により一段と労働災害の発生しやすい状況になること等から、労働災害防止に特段の取組が必要です。

このため、富山労働局及び各労働基準監督署では、労働災害は本来あってはならないものであり、特に死亡災害については一切起こさないという決意で、別添の「平成30年度年末・年始労働災害防止強化期間実施要綱」に基づき、年末年始における労働災害防止に向けた対策を実施することとします。

本期間中の主な実施事項

- 1 労働災害防止団体等に対し、本期間中の労働災害防止に向けた取組を要請する。
- 2 事業場に対し、本期間中の労働災害防止対策の徹底に係る監督指導等を強化する。
- 3 当局ホームページへの掲載等により広報を行う。